

取締役会規程

(目的)

第1条 本規程は株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス及び株式会社トゥエンティフォーセブンにおける取締役会の適正かつ円滑な運営をはかることを目的として、その必要事項について定めたものである。

2. 取締役会に関する事項は、法令、定款に規定されるものを除き、本規程の定めるところによるものとする。

(主管部門)

第2条 本規程の主管部門は各社取締役会とする。

(構成)

第3条 取締役会は、取締役の全員をもって構成する。

2. 監査役は、取締役会に出席しなければならない。また、出席する場合には必要があるときは意見を述べなければならない。
3. 取締役会は必要に応じて取締役及び監査役以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(開催)

第4条 取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とする。定時取締役会は毎月1回開催する。

2. 臨時取締役会は、必要があるとき、随時開催することができる。

(開催場所)

第5条 取締役会の開催場所は、本店会議室とする。

2. ただし、必要により、前項以外の場所で開催することができる。

(招集権者)

第6条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるとき、又は、不在のときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めたときは、第7条に準じて、取締役会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があった後5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を開催日とする取締役会の招集の通知が発せられないときは、招集を請求した取締役は、自ら取締役会を招集することができる。
4. 監査役は、取締役が法令又は定款に違反する行為をなし、又はその恐れを認め、取締役会への報告を必要とするときは、第7条に準じて、取締役会の招集を請求し、又は取締役会を招集することができる。

(招集手続)

第7条 取締役会の招集通知は、第6条に定められた招集権者によって、開催日の3日前までに、各取

締役及び各監査役の出席者に通知する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意がある場合、口頭、又は、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(議長)

第8条 取締役会の議長は、代表取締役社長、又は、代表取締役社長が指示したものがこれにあたる。ただし、代表取締役社長に事故があるとき、又は、不在のときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。なお、議事が議長たる代表取締役社長の利害に係るときは、その議事についてのみ、議長に事故あるときに準じて、他の取締役が議長となる。

(付議事項)

第9条 取締役会の決議を要する事項は、別紙「付議事項」に定めるとおりとする。

(報告事項)

第10条 代表取締役社長は、次の各項を取締役に報告、説明を行う。ただし、その業務を担当する他の取締役にこれをおこなわせることができる。

- ① 業務の執行状況、経過、並びに結果
- ② 経営計画の実施状況、財務、損益の状態
- ③ 取締役の競業取引、又は、自己取引の内容
- ④ その他、必要と認める事項

(決議方法)

第11条 取締役会は、全取締役の過半数の出席をもって成立し、その決議は、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当該議案の決議事項について特別の利害を有する取締役は、その決議に参加することができない。この場合、その取締役の議決権は、出席取締役の議決権の数には算入しない。
3. 議長は取締役会に欠席する取締役、監査役からの書面による意見を取締役会において、他の取締役、監査役に伝達しなければならない。

(事後承認)

第12条 緊急その他やむを得ない事由により取締役会の議を経ることができないときは、代表取締役社長が適宜処理することができる。

2. 前項の場合、代表取締役社長は、事後遅滞なくこれを取締役会に報告し、その承認を受けなければならない。

(事務)

第13条 人事総務部は、議長の命により、取締役会の開催通知の作成及び配布、議事録の作成及び保管、その他の取締役会に関する事務を行う。

(議事録)

- 第14条 取締役会の議事については議事録（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、出席した取締役及び監査役が署名又は記名押印（電磁的記録を含む。以下同じ。）しなければならない。
2. 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載する。
 3. 決議に参加した取締役が、その決定に異議のあるときは、議事録にその旨を記載させることができる。
 4. 議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

（その他）

- 第15条 取締役会の運営について、法令、定款、又は、本規程に定めない事項については、招集に関する事項は招集権者、その他の事項は議長の決するところによる。

（附則）

1. 本規程の変更は、HD取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成28年3月1日より実施する。
平成28年6月29日 改定・実施
平成28年8月1日 改定・実施
平成28年11月15日 改定・実施
平成30年3月20日 改定・実施
令和6年4月25日 改定・実施
令和7年6月1日 改定・実施

(付議事項)

1. 経営に関する事項

- ① グループ経営基本方針の決定、変更 (HD)
- ② グループ中長期経営計画の決定、変更 (HD)
- ③ グループ年間事業計画及び年間予算案の決定、変更 (HD)
- ④ グループ新規事業計画の承認 (HD)
- ⑤ グループ既存事業の拡張又は縮小の決定 (HD)
- ⑥ グループ直営店舗の出店、移転及び閉店計画の承認 (HD&247)
- ⑦ グループFC店舗の出店、移転及び閉店計画の承認・FC契約書の締結、変更 (HD&247)
- ⑧ 関係会社の設立、整理 (HD)
- ⑨ 関係会社の重要な業務計画 (HD)
- ⑩ 事業の譲受及び譲渡 (HD)
- ⑪ 業務提携又は他会社との共同事業 (HD)
- ⑫ 合併、解散 (HD)
- ⑬ 上場・上場基準に関する事項 (HD)
- ⑭ その他経営上の重要な契約の締結 (HD)

2. 決算に関する事項

- ① 通期連結決算、中間連結決算並びに四半期連結決算の承認 (HD)

3. 株主総会に関する事項

- ① 株主総会の招集 (HD&247)
- ② 株主総会付議事項及び提出書類の決定 (HD&247)

4. 株式・社債に関する事項

- ① 基準日の設定 (HD)
- ② 新株式の発行に関する決定 (HD)
- ③ 社債、新株予約権付社債および新株予約権の発行 (HD)
- ④ 準備金の資本組入れ (HD)
- ⑤ 株式の分割 (HD)
- ⑥ 譲渡制限株式の譲渡承認 (HD)
- ⑦ 株主名簿管理人および事務取扱場所の選定 (HD)
- ⑧ 自己株式の取得、処分及び消却の決定 (HD)

5. 役員に関する事項

- ① 代表取締役社長の選定及び解職 (HD&247)
- ② 役付取締役の選定及び解職 (HD&247)
- ③ 取締役・監査役候補者の承認 (HD&247)
- ④ 取締役担当業務の決定 (HD&247)

- ⑤ 取締役業務に対する従業員用務の委嘱及びその条件 (HD&247)
- ⑥ 取締役の競業取引の承認 (HD&247)
- ⑦ 取締役と会社との取引の承認 (HD&247)
- ⑧ 取締役の他会社役員又は団体役員等への就任の承認 (HD&247)
- ⑨ 関係会社への役員の派遣 (HD&247)
- ⑩ 株主総会決議に基づく取締役報酬の配分方法の決定 (HD&247)
- ⑪ 株主総会決議に基づく取締役賞与の配分方法の決定 (HD&247)

6. 人事、組織に関する事項

- ① 管理職以上の人事の決定 (HD)
- ② 従業員の給与・賞与制度についての基本方針決定 (HD)
- ③ 重要な労働協約の締結または変更、もしくは就業規則等人事に関する重要な諸規程の制定、改廃 (HD)
- ④ 部以上の組織の設置、改廃 (HD)
- ⑤ 人事考課方法の制定、改廃 (HD)
- ⑥ 相談役、顧問の委嘱、解任 (HD)

7. 資産に関する事項

- ① 資産の取得（リース含む）及び業務用ソフトウェアの開発（金額基準はグループ職務権限表参照）
- ② 事業所の賃借（金額基準はグループ職務権限表参照）
- ③ 取引先への保証金の差し入れ (HD)
- ④ 会社所有資産の担保権設定提供 (HD)
- ⑤ 資産の譲渡、貸与、廃棄（金額基準はグループ職務権限表参照）

8. 資金に関する事項

- ① 多額の借財（金額基準はグループ職務権限表参照）
- ② 重要な債務の保証 (HD)
- ③ 重要な債務の免除 (HD)
- ④ 寄付金の支出（金額基準はグループ職務権限表参照）
- ⑤ 他会社の社債または株式の取得および処分（株主割当増資含む）(HD)
- ⑥ 上記以外の投資（金額基準はグループ職務権限表参照）

9. その他重要な事項

- ① 経営上重要な訴訟の提起又は応訴、その解決方針および弁護士を選任 (HD)
- ② 経営上重要な訴訟についての裁判上の和解または訴えの取下げ (HD)
- ③ 経営上重要な係争についての解決方針及び示談 (HD)
- ④ 諸規程の制定、改廃 (HD)
- ⑤ 貸倒処理（金額基準はグループ職務権限表参照）
- ⑥ 株主総会の決議により委任された事項 (HD&247)

- ⑦ その他業務執行上重要または異例な事項 (HD)
 - ⑧ 内部統制システムの基本方針 (HD)
 - ⑨ 関連当事者との取引 (HD)
10. 営業、販売に関する事項
- ① 見積書の承認 (金額基準はグループ職務権限表参照)
 - ② 与信限度の設定 (金額基準はグループ職務権限表参照)
 - ③ 受注 (金額基準はグループ職務権限表参照)
11. 購買、在庫管理、外注、広告に関する事項
- ① 発注 (金額基準はグループ職務権限表参照)
12. 総務その他に関する事項
- ① 規程に定めのない費用支出 (金額基準はグループ職務権限表参照)
 - ② その他法令又は定款の規定により取締役会において決議すべきものと定められた事項 (HD &247)
 - ③ その他取締役会が特に必要と認めた事項 (HD&247)